

今後の幼児教育のあり方について
－ 答 申 書 －

平成22年9月14日

伊丹市学校教育審議会

目 次

はじめに	1
1. 公立幼稚園の現状と課題	2
2. 国における幼保一体化への取り組み状況	3
3. 審議経過と今後の方向性	4
(1) 幼保一体化施設について	4
(2) 認定こども園制度を活用すべき公立幼稚園について	5
(3) 認定こども園の設置主体について	6
(4) 公立幼稚園の通園区について	7
4. 配慮すべき事項	8
おわりに	9
諮問書	10
審議経過	11
委員名簿（学校教育審議会）	12
委員名簿（合同部会）	13
資料	14

はじめに

急激な少子高齢化が進む日本社会は、平成17年から国勢調査の結果で総人口が前年を下回り人口減少社会に突入したとされる。幼児教育・保育の分野では、女性の社会進出の進展や長引く不況などが重なって幼稚園の就園者が減る一方、保育所ニーズが増え続けていることに伴い、子どもの発達にとって重要な集団活動の機会が確保されにくくなっている幼稚園や、都市部を中心に多数の保育所待機児童の存在が問題となっている。

その解決策の一つとして国は、幼稚園と保育所の機能を一体化した「総合施設」の導入を検討し、平成18年10月には認定こども園制度をスタートさせた。

伊丹市においても、公立幼稚園の就園者が年々減少し、4歳児・5歳児とも1クラスの園が約半数を占め、一部の園では4歳児の1クラス人数が定員（30人）を大きく下回る状態が続いている。

伊丹市教育委員会は、子どもが切磋琢磨できる教育環境の維持が困難になっているとして平成18年4月、今後の幼児教育のあり方について伊丹市学校教育審議会に諮問した。

同審議会は2年近い審議を経て平成20年2月の答申において、幼保総合施設を検討することの必要性や公立幼稚園の1クラスの数、各園のクラス数、幼稚園数、通園区などについての方向性を示した。しかし、幼保総合施設を現時点で導入することについては、福祉対策審議会との合同審議の結果に基づいて「今後の検討課題」と位置づけ、公立幼稚園の適正規模・適正配置についても同様に「今後の検討課題」と位置づけた。

一方、本市では、その後も公立幼稚園の就園者の減少傾向が続き、平成22年には4歳児・5歳児とも20人を下回る幼稚園さえ出てきた。

このような状況のなか、本審議会は本年6月24日、伊丹市教育委員会から改めて今後の幼児教育のあり方について諮問を受けた。具体的な諮問事項は、前回の伊丹市学校教育審議会答申の方向性を踏まえた、本市における幼保一体化施設の導入であり、それは教育と福祉両分野にまたがるテーマであるため、前回同様、伊丹市福祉対策審議会との合同の審議も行って、慎重に審議を進めた。

1. 公立幼稚園の現状と課題

伊丹市教育委員会は、これまで公立幼稚園を1小学校区に1園設置していることを大きな特色として地域に根ざした幼稚園教育に取り組んできた。昭和56年4月、このいけ幼稚園が開園してから現在に至るまで17園体制が維持されている。この体制は、公立幼稚園が徒歩で通える距離にあること（一部地域除く）、幼稚園が小学校と隣接あるいは近接していて小学校への通学路と同じか、ほとんど変わらない通園路となること、同じ小学校へ進学できる仲間が確保できることなど多くのメリットがある。

しかし、急激な少子化に伴い、ピークの昭和52年度に3,666人であった本市の5歳児数は平成22年度には1,874人と、30年余りの間にほぼ半減した。昭和52年度の公立幼稚園の総就園者数は、2,341人（5歳児のみ）に上ったが、平成22年度には1,243人（4歳児613人、5歳児630人）と半分強になっている＝資料1参照。

本市は平成5年度から4歳児を受け入れて2年保育を開始し、それに伴って4歳児の募集定数を700人（現在750人）に設定したが、10月の園児募集における4歳児の総応募者数は平成11年度の939人をピークに減少傾向が続き、平成22年度は総定数750人を112人下回る638人にまで減少している。一部の園では、応募者数が定数を上回って抽選になっているが、全体では定員を下回っているというのが現状である。

5歳児は原則的に希望者全員を受け入れているので、4歳児が1クラスの園でも5歳児の複数学級を編制することは可能である。しかし、平成13年度から今年度までの10年間の状況をみると、4歳児・5歳児とも1クラスしかない状況が10年間続く園が2園、9年間の園が3園ある。また、平成22年度入園者数（4歳児）が少ない園をみると、20人を下回る15人という園が1園、20人の園が1園、23人の園が2園などとなっている＝資料2参照。

前回の伊丹市学校教育審議会（以下「前回審議会」という）答申＝資料3参照＝で示された「（各園に）4歳児・5歳児とも複数の学級があることが望ましい」「幼稚園で集団生活を送るにあたっては少なくとも（1クラス）20人程度は必要」という状況にない園が一部にあり、一定数の幼児数を確保し、集団による教育の効果が十分発揮できる体制づくりが課題となっている。

一方、保育所においては入所者が逆に増加傾向にある。公私立合わせた保育所の入所者を5歳児で見ると、平成10年度に5歳児基礎幼児数の13.4%、262人であったのが、平成22年度には同21.3%、400人に増えている。この傾向は4歳児・3歳児でも同様である＝資料4参照。

しかも、保育所に入れず待機している子どもは、平成22年3月1日現在、3歳児～5歳児が74人、0歳児～2歳児が323人、合計397人に上っている（入所手続きを行っているが、保育に欠ける状態になっていないケースも含む）＝資料5参照。

このような保育所待機児童の解消は本市の喫緊の課題であり、伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」後期計画では、平成26年度までに認可保育所の定員について、340人の定員増を図ることとしている。

2. 国における幼保一体化への取り組み状況

国は平成15年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で幼保一体化施設に関する制度創設を閣議決定し、平成17年度の厚生労働省・文部科学省による総合施設モデル事業（全国35園）の実施を経て、平成18年10月の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」という）＝資料6参照＝の施行によって認定こども園制度をスタートさせた。

幼稚園は学校教育法に基づく学校教育施設（文部科学省が所管）、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設（厚生労働省が所管）として異なる目的の下に運営されてきたが、保護者の就労の有無によって利用施設が限定されること、少子化によって幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化し運営も非効率であること、女性の社会進出や就労形態の多様化などにより保育所の待機児童が都市部において急増していることなどが問題点として指摘されていた。

このため、認定こども園においては、保護者が働いている・いないに関わらず、就学前のすべての子どもに幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、育児不安の大きい家庭への支援を含む、地域における子育て支援が義務化されている。

国においては現在、幼稚園と保育所を「こども園」（仮称）に一本化し、行政も「子ども家庭省」に一元化することなどを内容とする「子ども・子育て新システム」が検討されているが、現時点においては、国・兵庫県とも認定こども園制度を推進している。特に兵庫県は積極的な推進姿勢を打ち出しており、平成22年4月1日現在の認定こども園認定件数は31件と、全国で4番目に多い＝資料7参照。伊丹市内では、平成19年4月1日付けで幼稚園型(私立)が1園誕生している。

3. 審議経過と今後の方向性

本審議会は、諮問された「幼保一体化施設の導入」が教育と福祉両分野にまたがるテーマであるため、前回審議会同様、福祉対策審議会との合同の審議を平成22年6月30日と7月28日の2回行い、その検討結果を基本に据えながら、公立幼稚園の就園等の状況や前回審議会の答申を踏まえて審議を行った。

(1) 幼保一体化施設について

幼保一体化施設（前回審議会では「幼保総合施設」と呼称）については、前回審議会及び福祉対策審議会において「今後の検討課題」と位置づけられたが、その理由とされた、認定こども園制度に関する①施設類型によっては十分な保育内容が担保されないおそれがあること②直接契約によるデメリットが懸念されること等の課題という2点の問題点について、第1回合同部会において今日的な視点から検討し、次のような方向性を確認した。

①施設類型によっては十分な保育内容が担保されないおそれがあることについては、以下の理由により懸念は解消されている。

- ・ 幼保連携型で実施することを考えると、国においても財政上の措置が講じられている。
- ・ 職員配置や施設整備の基準については、県条例によって認可保育所の認定基準と同程度の基準が設けられている。
- ・ 幼稚園就園者の減少に伴い、集団による教育の効果が十分発揮しにくい幼稚園については、一定数の子ども集団の確保や異年齢保育の実施などにより、幼児教育の充実を図るとともに、保護者の就労の有無にかかわらず、就学前のすべての子どもが幼児教育を受けることができる。
- ・ 今後、先進事例の研究や、幼稚園と保育所の合同研修などを行うことにより、本市の特性に応じた就学前児童の教育・保育を充実することができる。
- ・ 認定こども園制度は、子育て支援事業を行うことが法律で義務づけられており（認定こども園法第3条各項）、在宅の子育て支援の充実が期待される。

②直接契約によるデメリットが懸念されること等の課題については、以下の理由により懸念は解消されている。

- ・ 公立の幼保連携型認定こども園については、契約もこれまで通りで、保育料

も市が定める。

- ・私立の幼保連携型認定こども園については、保育所部分への申込書を市へ送付することが義務付けられており（認定こども園法第13条第2項）、保育に欠けるかどうかの認定行為自体はこれまで通り市が行う。
- ・私立の幼保連携型認定こども園の保育所部分の保育料について市長が適切でないとしたときは、法律により変更を命令することができる（認定こども園法第13条第7項）。また、私立幼稚園部分には就園奨励費補助金が交付されることにより、一定の公私間格差是正が図られている。



従って、本市においては今後、幼保一体化施設の中でも幼保連携型認定こども園を整備していくことが望ましい。

（２）認定こども園制度を活用すべき公立幼稚園について

保育所待機児童が最も多いのは公立幼稚園のブロック園区では、本市中心部のAブロックである＝資料5・8参照。第1回合同部会においては、Aブロックを優先して待機児童解消を図るべきであるとして、Aブロックの公立幼稚園を対象に認定こども園制度の活用について具体的に検討することが本審議会に要請された。

①すずはら幼稚園

本審議会では、Aブロック内の4園（伊丹、南、ありおか、すずはら各幼稚園）の就園状況や4歳児の応募状況＝資料9参照＝及び各園の施設の状況＝資料10参照＝などを検討し、以下の方向性をまとめた。

伊丹幼稚園は単学級園であるが近年、入園待機者が発生していること、南幼稚園は複数学級園であること、ありおか幼稚園は単学級園であるが、マンション開発などにより今後、就園者が増える可能性があるうえ保有教室が少ないこと一などから、いずれも現時点で認定こども園への利活用は困難である。

しかし、すずはら幼稚園はAブロック内で唯一、過去10年継続して単学級園であったうえに、この間の延べ就園者数が市内で神津幼稚園に次いで少なく、過去5年の4歳児就園者は各年20人～25人とどまっていること、また住民基本台帳に登載されている0歳～3歳児の数を見ても、今後就園者が増える見込みがないことなどから、同園に保育所機能を付加して幼保連携型認定こども園にすることにより、一定数の子ども集団を確保し、異年齢交流なども行っ

て幼児教育の充実を図るのが望ましい。

同園には現在、就学前の子どもとその保護者のためのフリースペース「むっくむっくルーム」が設置されているが、認定こども園となった後も認定こども園に義務付けられている、地域の子育て支援の一環として、このスペースを引き継いで運営されるのが望ましい。

②神津幼稚園

本審議会は、Aブロック以外のブロックにおいても、活性化が急務となっている園について検討し、次の方向性をまとめた。

Cブロック（神津地区）にある神津幼稚園は、平成22年度就園者が4歳児15人、5歳児19人であり、前回審議会答申において「統合も視野に入れて、適正規模を検討することが必要」とされた基準（4歳児・5歳児とも単学級の園で各クラス20人を割るような状況）に該当する。しかし、Cブロックにおいて同園は唯一の幼稚園であり、統合の対象にすると、他に通える幼稚園が存在しなくなること、また、市立神津保育所も公立保育所の中では唯一、定員を下回っていること、住民基本台帳のデータから見ても神津地区で今後、子どもの数が増える見込みがないことなどから、神津幼稚園は神津保育所と統合し幼保連携型の認定こども園にすることにより、一定数の子ども集団を確保し、異年齢交流なども行って幼児教育の充実を図るのが望ましい。



第2回合同部会においても、すずはら幼稚園についてはAブロックの保育所待機児童解消及び幼児教育の向上につながるとして、また神津幼稚園については保育所待機児童解消の観点ではないが、幼児教育が活性化するとして、いずれも幼保連携型の認定こども園に整備することが望ましいとの方向性が確認された。

（3）認定こども園の設置主体について

すずはら、神津両幼稚園を幼保連携型の認定こども園とする場合、その設置主体を、市とするか、あるいは民間法人とするかについては、利用にかかる保護者負担の問題もあり、市民にとっては大きな論点である。よって本審議会においても活発な議論が行われた。

公営を望む意見は▷今まで積み上げてきた公立の質の高い保育を引き継ぐ▷安い料金で利用できる▷市として認定こども園のモデルを示す必要がある▷民

営もあってよいが、一つは公営にしてほしい▷最初は公立で運営し、どうしても民営が良いとなれば民営にすればよい一などであった。

一方、民営を望む意見は▷保育の質において公が高く民が低いとは言えない▷民の方が自由に特色を出せる▷預かり保育などサービスが多彩である▷利用者への対応に柔軟性がある▷税金で作るのではなく、民間でできることはできるだけ民間でという時代なので民営の方がよい一などであった。

第2回合同部会においては、活発な議論の末、「公立であろうが私立であろうが、認定こども園制度の推進に影響を与えるものではない。そのブロックの幼稚園や保育所の設置状況なども十分に考慮しながら、行政で検討すること」という結論となった。



本審議会では設置主体を公民どちらか一本に絞ることはせず、市の財政や人事などさまざまな行政課題を考慮し、また本審議会における議論も参考にしながら市の方で判断していただくこととする。

(4) 公立幼稚園の通園区について

伊丹市立幼稚園では、平成10年度から市内を6区域に分けたブロック園区制をスタートさせた。通える幼稚園を1小学校区に限定せず、小学校区を組み合わせたブロック単位に広げることで、就園待機者を少なくし、より多くの子どもを受け入れるようにしている（神津幼稚園のみ1小学校区）。

しかし、17幼稚園のうち2園が今後、認定こども園として整備されることとなり、認定こども園ではなく、公立幼稚園に通いたいという人があった場合、Aブロックでは他の3園に申し込めるが、神津幼稚園しかないCブロックでは他に選択肢がなくなってしまう。また、認定こども園として整備される2園のうち1園でも公立となった場合、その認定こども園に当該ブロック以外から通いたいという人があった場合、認定こども園に申し込めないことになる。

以上の理由から、認定こども園が開設されることに伴い、公立幼稚園のブロック園区制を廃止し、全市1園区とするのが望ましい。

4. 配慮すべき事項

伊丹市立幼稚園の施設を活用した認定こども園の整備や幼稚園と保育所の統合は新たな施策であり、十分な準備のもとに取り組む必要がある。それを円滑に進めるため、伊丹市として次の点について可能な限り配慮することを望む。

①法人選定

設置主体を民間法人とする場合、法人選定に当たっては、地域活動の拠点の一つでもあった公立幼稚園からの転用という点に考慮し、選考基準づくりなどにできるだけ地元住民の意見が反映されるようにすること。

②保育料

設置主体を民間法人とする場合、保育所部分の保育料は当該法人が定めることとなるが、現行の公私立保育所の料金体系を基本とした適正なものとなるよう、十分な指導を行うこと。

幼稚園部分の入園料・保育料については、現行の私立幼稚園就園奨励費補助金の充実を図るなどして、公私間格差の是正に努めること。

③幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼稚園教諭と保育士が協力して幼児教育の向上に取り組めるよう、また幼稚園教育の本質である遊びを通した学びの保障がされるよう、十分な研修を行うこと。

おわりに

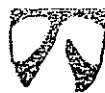
本審議会は、市教育委員会から前回審議会の方向性を踏まえた、本市における幼保一体化施設の導入について諮問を受け、福祉対策審議会との合同部会を2回、本審議会を4回開催して審議を行った。

福祉対策審議会は保育所待機児童の解消、本審議会は幼児教育の向上という互いに異なる観点からの審議であったが、17園ある公立幼稚園のうち2園を幼保連携型認定こども園にすることについて共通の方向性を打ち出すことができた。

しかし、前回審議会の答申では、4歳児・5歳児とも複数の学級がある幼稚園を増やして子どもたちが活発に交流し切磋琢磨できる環境をつくるため、施設の利活用策を同時に示すことを条件に14園程度に統合することを打ち出した。本審議会は今回、2園について認定こども園制度活用の方方向性を示したが、前回の方向性に照らせば、今後も公立幼稚園の適正規模・適正配置による園の活性化に向け、継続した検討が必要である。

また、前回審議会の答申では、園施設の利活用を条件としない「4歳児・5歳児とも単学級の園で各クラス20人を割るような状況になった場合には、幼児数の動向や幼稚園の設置状況を見極めながら、公立幼稚園の統合も視野に入れて適正規模を検討する」との方方向性も示されている。市教育委員会にあっては、今後就園者がさらに減少し、このような状況になった場合には速やかに統合に向けた検討を行うことを望む。

これからの市の就学前児童施策においては、伊丹市のすべての子どもたちの幸せを願い実現するために、よりふさわしい教育・保育が実践されていくことを切に願う。



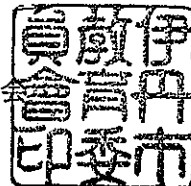
伊教委学学第828号

平成22年6月24日

伊丹市学校教育審議会
会長 名須川 知子 様



伊丹市教育委員会



今後の幼児教育のあり方について（諮問）

幼児期における教育は、人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、教育基本法の59年ぶりの全面改正（平成18年12月）においても、「幼児期の教育」という条項が新設され重要性が明記されたところです。

しかし、その拠点である幼稚園は、少子化に加え、働く女性の増加に伴う保育所ニーズの高まり等によって全体的に就園者の減少が続き、活性化が課題となっています。一方、核家族化や都市化等によって子育てに関する知識や経験の伝達がうまくなされず、子育てに不安を抱える保護者が増えていることから、地域の幼児教育センターとしての役割も求められています。

このような状況のなか、国においては幼稚園と保育所の機能を一体化した総合施設の導入が検討され、平成18年10月に「就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律」の施行により、認定こども園制度がスタートしました。

この制度は保護者の就労の有無にかかわらず幼児を受け入れ教育・保育を一体的に提供することと地域の子育て支援を義務づけていることを特徴とし、兵庫県の教育基本計画「ひょうご教育創造プラン」（平成21年6月）においても、「幼稚園、保育所に加えて、就学前の教育・保育ニーズに対応する『認定こども園』等において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人一人の特性に応じた教育・保育の一層の充実を図る」として、推進姿勢が打ち出されています。

本市は公立幼稚園を1小学校区に1園設置していることを大きな特色として幼児教育に取り組んできましたが、ピークの昭和52年度に2,341人を数えた5歳児就園者数は、平成22年度はその3割にも満たない630人にまで減少しています。4歳児・5歳児とも単学級でそれぞれ20人を下回る園さえ出始めるなど、子どもたちが切磋琢磨できる教育環境の維持が年々難しくなっています。

その充実・活性化策等については、前回の学校教育審議会でも審議され、平成20年2月の答申において、諮問事項のうち公立幼稚園の適正規模・適正配置と幼保総合施設（幼保一体化施設）が「今後の検討課題」と位置づけられる一方、認定こども園などの幼保一体化施設導入を検討することの必要性や公立幼稚園の1クラスの人数、各園のクラス数、幼稚園数、通園区などについて方向性が示されました。

これらのことから、同答申の方向性を踏まえた、本市における幼保一体化施設の導入について諮問します。

以上

伊丹市学校教育審議会審議経過

回	開催日	内 容
第1回	平成22年 6月24日(木)	委嘱状交付 会長・副会長の選任 諮問 福祉対策審議会との合同部会設置について 審議(前回学校教育審議会答申、市立幼稚園就園状況、認定こども園制度の確認など) 第2回以降の会議の非公開について
第2回	平成22年 7月23日(金)	第1回合同部会審議内容の報告 審議(市立幼稚園における認定こども園制度の活用など)
第3回	平成22年 8月23日(月)	第2回合同部会審議内容の報告 審議(市立幼稚園における認定こども園制度の活用、認定こども園の設置主体など)
第4回	平成22年 9月 7日(火)	審議(答申案の検討)

伊丹市福祉対策審議会・学校教育審議会合同部会審議経過

回	開催日	内 容
第1回	平成22年 6月30日(水)	審議(認定こども園制度の今日的視点からの検証、保育所待機児童解消に向けた認定こども園制度活用の優先地域など)
第2回	平成22年 7月28日(水)	第2回学校教育審議会審議内容の報告 審議(市立幼稚園における認定こども園制度の活用、認定こども園の設置主体など)

伊丹市学校教育審議会委員名簿

選 出 区 分	役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
学識経験者	会 長	名 須 川 知 子	兵庫教育大学大学院教授
	副会長	芝 野 松 次 郎	関西学院大学人間福祉学部長
学校・園関係者	委 員	小 西 道 昭	伊丹市小学校長会代表
	委 員	佐 伯 聰 子	伊丹市私立幼稚園連合会代表
	委 員	徳 田 佳 奈	伊丹市立幼稚園教諭
	委 員	和 田 法 子	伊丹市立幼稚園長会代表
市民	委 員	浅 谷 知 穂	伊丹市立幼稚園PTA連絡協議会代表
	委 員	袴 知 子	伊丹市私立幼稚園PTA連合会代表
	委 員	今 田 博 之	市民公募
	委 員	榎 木 光 夫	伊丹市自治会連合会代表
	委 員	川 上 隆 史	伊丹商工会議所代表
	委 員	須 磨 俊 仁	伊丹市PTA連合会代表
	委 員	中 野 知 枝 美	市民公募

福祉対策審議会・学校教育審議会合同部会 委員名簿

【福祉】

松原 一郎	学識経験者	関西大学社会学部教授
山崎 千秋	在宅子育て代表	伊丹市総合計画審議会委員
原田 賀代子	社会福祉団体の代表者	伊丹市民生児童委員連合会会長
吉田 弘志	社会福祉団体の代表者	伊丹市自治会連合会会長
萬束 道子	サービス提供者代表	私立保育所所長会代表

【教育】

芝野 松次郎	学識経験者	関西学院大学人間福祉学部教授
川上 隆史	市民	伊丹商工会議所代表
佐伯 聰子	サービス提供者代表	伊丹市私立幼稚園連合会代表
中野 知枝美	市民公募	市民公募
和田 法子	学校・園関係者	伊丹市立幼稚園長会代表

資 料

伊丹市立幼稚園の園児数の推移(昭和50年度以降)

*私立幼:私立幼稚園就園率 応募者:園児募集時の応募者数 抽選園:応募者が定員を上回り抽選となった園数 待機者:入園待機者数

西暦 和暦(年度)	5歳児				4歳児				園数		トピックス	
	基礎幼児数	園児数	就園率	私立幼	基礎幼児数	園児数	就園率	私立幼	応募者	抽選園		待機者
1975 昭和50	3406	2089	61.3%	34.4%								14
1976 昭和51	3419	2109	61.7%	34.0%								15
1977 昭和52	3666	2341	63.9%	30.7%		公立園児数史上最多						16
1978 昭和53	3639	2288	62.9%	30.9%								16
1979 昭和54	3612	2197	60.8%	32.3%								16
1980 昭和55	3317	2015	60.7%	36.8%								16
1981 昭和56	3147	1789	56.8%	37.0%								17
1982 昭和57	2875	1574	54.7%	41.4%								17
1983 昭和58	2732	1466	53.7%	42.3%								17
1984 昭和59	2644	1326	50.2%	47.0%		私立が公立を上回る						17
1985 昭和60	2588	1216	47.0%	42.6%								17
1986 昭和61	2310	985	42.6%	47.8%								17
1987 昭和62	2173	918	42.2%	49.6%								17
1988 昭和63	2311	948	41.0%	47.4%								17
1989 平成元	2251	863	38.3%	49.9%								17
1990 平成2	2181	820	37.6%	49.0%								17
1991 平成3	2129	668	31.4%	52.1%								17
1992 平成4	1929	618	32.0%	62.0%								17
1993 平成5	2008	600	29.9%	61.4%	1937	654	33.8%	48.0%	786	0	0	17
1994 平成6	1895	747	39.4%	54.8%	1963	665	33.9%	47.4%	745	6	47	17
1995 平成7	1923	746	38.8%	53.0%	1968	681	34.6%	47.9%	720	6	29	17
1996 平成8	1950	746	38.3%	52.3%	1930	675	35.0%	44.6%	715	8	19	17
1997 平成9	1898	727	38.3%	49.7%	1981	699	35.3%	45.1%	770	8	48	17
1998 平成10	1957	773	39.5%	49.6%	2014	700	34.8%	45.6%	759	7	43	17
1999 平成11	1988	770	38.7%	48.9%	2189	700	32.0%	45.4%	939	13	124	17
2000 平成12	2152	817	38.0%	48.8%	2177	719	33.0%	43.8%	874	13	113	17
2001 平成13	2087	805	38.6%	45.9%	2179	725	33.3%	44.1%	845	12	80	17
2002 平成14	2136	793	37.1%	45.7%	2076	723	34.8%	42.0%	820	10	80	17
2003 平成15	2083	811	38.9%	43.5%	2148	741	34.5%	42.8%	838	11	62	17
2004 平成16	2133	821	38.5%	44.0%	2147	709	33.0%	42.2%	791	10	65	17
2005 平成17	2143	783	36.5%	44.2%	2087	694	33.3%	40.7%	745	9	47	17
2006 平成18	2053	740	36.0%	44.1%	2013	660	32.8%	42.1%	687	5	26	17
2007 平成19	2020	705	34.9%	44.7%	1988	656	33.0%	43.4%	662	3	9	17
2008 平成20	1980	694	35.1%	42.8%	1981	674	34.0%	39.5%	679	3	15	17
2009 平成21	1948	695	35.7%	39.2%	1893	602	31.8%	40.8%	607	4	9	17
2010 平成22	1874	630	33.6%	41.1%	1851	613	33.1%	39.7%	638	5	9	17
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2年保育開始。4歳児総定員700人(35人×20学級)とする												
2												

おぎの幼稚園開園(15園目)
いけり幼稚園開園(16園目)。公立園児数ピーク
このいけり幼稚園開園(17園目)

4歳児就園率が初めて総定員を下回る
4歳児就園希望者が総定員を下回る
H18.4学校教育審議会設置 19.2福祉対策審議会との合同部会発足
H20.2学校教育審議会答申

H22.6学校教育審議会設置

伊丹市立各幼稚園の園児数とクラス数の推移 (平成13年度～22年度)

(各年5月1日現在)

園名	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		単学級の年度の数	
	4歳	5歳	4歳	5歳	4歳	5歳	4歳	5歳	4歳	5歳	4歳	5歳	4歳	5歳	4歳	5歳	4歳	5歳	4歳	5歳	計	延べ数
	計	組数	計	組数	計	組数	計	組数	計	組数	計	組数	計	組数	計	組数	計	組数	計	組数	計	延べ数
伊丹	35	37	72	30	38	68	57	41	98	30	55	85	30	33	63	27	35	62	30	30	60	706
稲野	35	45	80	47	37	84	58	43	101	53	47	100	55	50	105	46	44	86	30	41	71	26
南	33	36	69	30	35	65	29	32	61	24	34	58	30	35	65	44	38	82	58	41	99	890
神津	35	28	63	25	39	64	30	29	59	30	32	62	20	28	48	29	17	46	21	29	50	788
緑	30	27	57	26	28	54	30	28	58	16	35	51	30	15	45	23	29	52	30	27	57	512
板台	70	80	150	60	80	140	60	85	145	60	83	143	59	73	132	60	60	120	49	66	115	21
天神川	70	77	147	60	76	136	60	72	132	60	74	134	58	84	142	54	63	117	48	59	107	548
ささはら	35	47	82	30	47	77	30	56	86	30	45	75	30	35	65	30	37	67	27	35	62	9
みずほ	35	59	94	60	47	107	30	60	90	53	46	99	53	52	105	44	53	97	45	46	91	701
ありおか	35	40	75	30	43	73	30	33	63	30	28	58	30	36	66	21	34	55	29	23	52	26
はなさと	34	34	68	30	33	63	30	33	63	30	39	69	30	32	62	29	30	59	26	23	49	4
こやのさと	35	40	75	59	46	105	59	49	108	60	46	106	40	52	92	30	42	72	30	25	55	927
せつよう	35	23	58	26	30	56	30	26	56	23	29	52	26	25	51	25	28	53	27	33	55	37
すずはら	33	28	61	30	30	60	28	31	59	30	28	58	24	32	56	20	19	39	25	23	48	594
おぎの	70	79	149	60	76	136	60	77	137	60	65	125	60	66	126	60	63	123	60	67	127	21
いけじり	70	76	146	60	71	131	60	67	127	60	70	130	60	70	130	60	67	127	58	72	130	812
こうのいけ	35	49	84	60	37	97	60	49	109	60	65	125	59	65	124	59	60	119	49	57	106	32
合計	725	805	1,530	723	793	1,516	741	811	1,552	709	821	1,530	694	783	1,477	660	740	1,400	656	705	1,361	14,274
組数	21	33	54	25	34	59	25	30	55	25	30	55	25	29	54	25	28	53	25	26	51	531

* 組分け部分は、4歳児・5歳児とも1クラスの、いわゆる単学級園だった年度
* 平成14年度から4歳児の1クラス定員は30人、総定数750人

「今後の幼児教育のあり方について」 (伊丹市学校教育審議会答申の概要)

答申日：平成20年2月8日

はじめに

少子化の進行により幼児数が減少するなか、公私とも幼稚園の就園人数が減少傾向にあり、逆に保育所の入所児数は、保護者の就労形態の変化等により、増加傾向にある。

とりわけ公立幼稚園では、4歳児・5歳児とも1クラスずつという、いわゆる単学級の園が平成19年度は17園中9園となり、子どもが切磋琢磨できる教育環境の維持が困難になっている。また、地域においても、異年齢の子どもが群れて遊ぶ姿がほとんど見られなくなっており、このことから子どもの社会性が育ちにくい状況が進行しつつある。

他方で近年、女性の社会進出などを背景に、保護者の就労の有無にかかわらず利用できる、幼稚園と保育所の両機能を持った幼保総合施設への期待も高まっている。

本審議会では、「今後の幼児教育のあり方」として①公立幼稚園の適正規模・適正配置②幼児教育における公私の役割分担③幼保総合施設という三つの諮問事項について審議を重ねた。

なお、諮問事項③の幼保総合施設については、教育と福祉両分野にまたがるテーマであるため、本市でも初めての試みとして伊丹市福祉対策審議会・学校教育審議会合同部会（以下、「合同部会」という）を設置して審議し、その結果を基本に据えながら審議を行うこととした。

I. 幼児教育における公私の役割分担について

1. 現状

これまで公立17園、私立9園が相まって幼稚園教育を担ってきた。公立は1校区1園制のもとに公教育を保障することなどに特色を持ち、私立は建学の精神に基づく独自の教育や、3年保育・預かり保育・給食・通園バスといった先駆的な取り組みなどに特色を持つ。しかし、長時間保育や早期教育、幼保総合施設へのニーズが高まってきており、幼児教育における公私の役割分担のあり方を改めて確認しておく必要が生じている。

2. 今後の方向性

(1) 公私立幼稚園の存立意義について

公私が共に幼稚園教育を担うことは、望ましい緊張感と切磋琢磨により、公私それぞれの教育内容の充実や質の向上などの効果も期待される。平成17年度実施の学校教育に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という）でも、今後の公立幼稚園の教育について「私立に任せる」「民間に運営委託する」の両者を合わせても13.9%であるのに対し、『1校1園制を見直し、幼稚園の統廃合を進める』『現在の園区を廃止し、自由園区にする』『現状のままでよい』を合わせると65.3%にのぼり、多くの市民が公立の存続を望んでいる。

従って、今後も公私の幼稚園が共に幼稚園教育を担っていくことが望ましい。

(2) 3年保育について

幼児期における子どもの成長・発達には個人差があり、保護者の保育ニーズは様々であるため、それぞれの子どもに合った教育環境が与えられるべきである。また、民間活力を生かした都市経営が求められるなか、本市の幼稚園教育は今後も公私がそれぞれの特色を生かしながら共に担ってい

くことを考えれば、公立幼稚園における3年保育については、慎重な検討が必要である。

(3) 預かり保育について

国が平成18年10月に策定した「幼児教育振興アクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という)において『国は、私学助成(預かり保育推進事業)の充実や公立幼稚園に対する地方交付税の確保を図り、「預かり保育」の取組を推進する』との姿勢が示されている。

このため、公立幼稚園における預かり保育については、幼児の心身の負担への配慮など私立幼稚園の実践例も踏まえて研究しながら、今後も引き続き、検討を進めることが必要である。

(4) 公私の連携について

公私が持つ、保育の技術や研究成果を互いに学び合い共有することは、通常の保育を進める上でも、子どもをめぐる今日的課題に対処する上でも極めて有益である。また、家庭や地域の教育力低下が指摘されるなか、幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を担うことについても、公私が連携して取り組むべきである。

従って、幼児教育全般に関する公私立幼稚園共同の研究会を設置するなど、本市の幼児教育をいっそう充実させ、質の高い教育の提供に向けた研究に取り組むことが望ましい。

Ⅱ. 公立幼稚園の適正規模・適正配置について

1. 現状

公立幼稚園は、1校区1園制のもと、長年、市民に親しまれてきた。しかし、公立幼稚園が2年保育を開始した平成5年度以降の4歳児の応募状況を見ると、平成11年度の939人をピークに減少傾向が続き、平成17年度には総募集定数750人を下回る745人、平成20年度では679人となっている。5歳児の就園率を平成10年度と19年度で比較すると、公立幼稚園が39.5%から34.9%へ、私立幼稚園が45.7%から41.2%へそれぞれ低下している。一方、公私立保育所の5歳児の入所率は、13.4%から20.3%へと逆に上昇している。

このような状況のなか、幼稚園教育の環境整備に向け公立幼稚園の適正規模・適正配置が課題となっている。

2. 今後の方向性

(1) 1クラスの人数について

幼稚園の1クラスの園児数は、4・5歳児の場合、長年の経験知から、25人～30人程度が望ましく、少なくとも20人程度は必要であるとされている。

伊丹市立幼稚園の1クラス定員は現在、4歳児が国の幼稚園設置基準より5人少ない30人、5歳児が同基準通りの35人となっているが、国は「アクションプログラム」において、『1学級の幼児数を30人以下とするなど、幼稚園設置基準の改正も視野に入れた適切な学級規模の在り方について検討する』としているので、本市においても、国の動向を見定めながら、望ましい1クラス定員について研究を進めることが求められる。

(2) 各園のクラス数について

平成19年度のクラス編制では、4歳児、5歳児とも単学級の園が9園にのぼり、そのうち5園は平成19年度まで7年～8年連続で4歳児、5歳児とも単学級であった。

単学級園では、子ども同士、子どもと教員の人間関係が緊密になる一方、集団内での役割が固定され、多様な人間関係のなかで社会性や生きる力を育むのに十分な教育環境とは言い難い。また、教員にとっても切磋琢磨の機会が乏しくなるなどと指摘されている。

幼児期は人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを考えれば、一定規模の集団での群れ遊びを通じて子どもを健やかに育むという観点からも、各園において4歳児、5歳児ともに複数の学級があることが望ましい。

（３）幼稚園数について

各園に4歳児、5歳児とも学級を複数設置する方策としては、応募者を増やす努力をするよりも、適正規模に整備する方が現実的である。「市民意識調査」によると、今後の幼稚園の運営について、『1校1園制を見直し、幼稚園の統廃合を進める』という回答が32.2%と最も多かった。

従って、公私立幼稚園の設置状況や地域の実情、さらには幼児数の動向などを勘案すると、現時点では公立幼稚園17園を14園程度に統合し適正規模に整備することが望ましい。

ただし、統合にあたっては、存続園以外の施設の利活用策を同時に示すなど保護者や市民の理解を十分得よう努めることが必要であり、利活用については幼稚園からの転用という点を考慮すれば、「就学前の子どものための施設」とするのが適当と考える。

また、適正なクラス人数の維持という観点から、4歳児・5歳児とも単学級の園で各クラス20人を割るような状況になった場合には、幼児数の動向や幼稚園の設置状況を見極めながら、公立幼稚園の統合も視野に入れて、適正規模を検討することが必要である。

（４）通園区について

本市では、平成10年度から市内を六つに分けたブロック園区制を実施しているが、公立幼稚園の統合によって休園もしくは廃園することになると、当該園の近くに住む人にとって、そのブロックの園に通うよりも、他のブロックの園に通う方が近い場合もあるうえ、保育内容などによって特定の園を選びたいという保護者のニーズにも配慮する必要がある。

従って、園の統合にあたっては、現在のブロック園区制を廃止し、全市を一つの園区とするのが望ましい。

Ⅲ. 幼保総合施設について

1. 現状

近年の少子化の影響などにより、子どもの健やかな成長に必要な規模の集団や異年齢交流の機会が確保されにくくなってきているうえ、幼稚園の保護者からは子どもを長時間預かってほしいという声が、一方で保育所の保護者からは教育面の充実を求める声が高まってきている。また、保護者の就労の有無により、利用できる施設が限定されてしまうことへの不満も高まっている。

「市民意識調査」では、今後どのような取り組みに力を入れるべきかについて、『幼稚園と保育所の両方の機能を持つ保育を進める』を選んだ人が32.0%にのぼった。

このような状況の中で、平成18年10月1日に幼稚園と保育所の機能を併せ持った「認定こども園」制度がスタートすることとなった。伊丹市内では、平成19年4月1日付けで幼稚園型の認定こども園（私立）が1園誕生している。

2. 今後の方向性

（１）幼保の連携について

子どもをめぐる今日的課題に対処するためには、幼稚園と保育所が互いの長所を学び合い、保育者の資質・指導力の向上を図るとともに、子育て支援についても連携した取り組みが求められる。合同部会では『幼稚園と保育所の関係者が合同で参加する研修機会の充実により、それぞれが積み上げてきたノウハウの共有や相互理解に努めることや、幼稚園児と保育所入所児童、さらには在宅

の子どもを含めて、合同参加による集団活動や異年齢交流の機会を充実することが有意義である』と提言している。

本審議会では、すべての就学前児童が健やかに育まれるよう、これらの実践を重ねながら、幼保の連携をいっそう深めることが望ましいと考える。

（２）幼保総合施設について

幼保総合施設について、合同部会では『先に創設された認定こども園制度が、施設類型によっては十分な保育内容が担保されないおそれがあること、直接契約によるデメリットが懸念されること等の課題を抱える制度であることなどから、同制度の活用を前提とした推進策を講じることは現時点では適当でないと考える。とはいえ、幼保の一体的運営については、保育の受け皿の確保及び保護者の就労の有無に関わらず就学前のすべての子どもに幼児教育・保育を提供するための一方策として、既存施設を有効に活用することを基本に、具体化に向けて検討する必要がある』との結論をまとめた。

本審議会は、幼保連携の一形態である幼保総合施設については、「市民意識調査」の結果に見られるように、市民のニーズも高いことから、すでに設置されている認定こども園の保育実践や国の動向も注視しながら、今後も引き続き、具体化の方向で検討がなされるべきものであると考える。

また、公立幼稚園の統合にあたっては、存続園以外の施設の利活用は、幼保総合施設を最優先に検討することが望ましい。

（３）幼保と小の連携について

幼保と小の連携について合同部会では『すべての子どもが就学前の居場所に関わらず、就学前から学齢期にかけて一人ひとりの状況に応じて一貫した育成環境が与えられるよう、幼稚園・保育所・小学校の連絡協議会の設置等、関係者間の有機的な連携体制の構築に着手するとともに、現在の伊丹市特別支援連携協議会の取り組みを着実に進めることが求められる』との提言がまとめられている。

本審議会としては、今後、検討されるであろう、認定こども園などの幼保総合施設も視野に入れながら、すべての就学前教育・保育の施設と小学校との連携強化が図られるべきものとする。

おわりに

幼保総合施設のあり方については、合同部会によって「今後の検討課題」という位置づけがなされた。このため、本審議会は公立幼稚園の統合にあたり、存続園以外の施設の利活用について確固たる展望が持ち得ない。そのことにより、公立幼稚園の適正規模・適正配置についても「今後の検討課題」と位置づけざるを得ない。

しかし、子どもの幸せを最優先に考えたとき、就学前のすべての幼児に教育を提供できる、認定こども園をはじめとする幼保総合施設については、国の動向や幼児教育・保育の状況、保護者のニーズ等も注視しながら、具体化の方向で検討されるべきである。

ともあれ、本答申では、幼児教育における公私の役割分担、公立幼稚園の適正規模・適正配置、幼稚園と保育所の連携、幼稚園・保育所さらには幼保総合施設から小学校への滑らかな接続などについて方向性を示した。これらについて早急に具体化に向けた方策が講じられ、今後の幼児教育の振興に生かされることを強く願うものである。

幼児の幼稚園通園及び保育所入所状況調べ (平成10年度～22年度)

各年5月1日現在 (保育所は4月1日現在)

*私立幼稚園には伊丹朝鮮初級学校幼稚園部含む

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
基礎幼児数	2,225	2,219	2,246	2,124	2,193	2,184	2,095	2,049	1,994	1,978	1,884	1,877	1,880
公立幼稚園	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
私立幼稚園	516	503	518	485	504	498	522	554	587	590	599	589	609
	(23.2%)	(22.7%)	(23.1%)	(22.8%)	(23.0%)	(22.8%)	(24.9%)	(27.0%)	(29.4%)	(29.8%)	(31.8%)	(31.4%)	(32.4%)
計	516	503	518	485	504	498	522	554	587	590	599	589	609
	(23.2%)	(22.7%)	(23.1%)	(22.8%)	(23.0%)	(22.8%)	(24.9%)	(27.0%)	(29.4%)	(29.8%)	(31.8%)	(31.4%)	(32.4%)
保育所	306	301	344	332	351	413	410	394	370	398	400	397	419
	(13.8%)	(13.6%)	(15.3%)	(15.6%)	(16.0%)	(18.9%)	(19.6%)	(19.2%)	(18.6%)	(20.1%)	(21.2%)	(21.2%)	(22.3%)
合計	822	804	862	817	855	911	932	948	957	988	999	986	1,028
	(36.9%)	(36.2%)	(38.4%)	(38.5%)	(39.0%)	(41.7%)	(44.5%)	(46.3%)	(48.0%)	(49.9%)	(53.0%)	(52.5%)	(54.7%)
在宅他	1,403	1,415	1,384	1,307	1,338	1,273	1,163	1,101	1,037	990	885	891	852
	(63.1%)	(63.8%)	(61.6%)	(61.5%)	(61.0%)	(58.3%)	(55.5%)	(53.7%)	(52.0%)	(50.1%)	(47.0%)	(47.5%)	(45.3%)
基礎幼児数	2,014	2,189	2,177	2,179	2,076	2,148	2,147	2,087	2,013	1,988	1,981	1,993	1,851
公立幼稚園	700	700	719	725	733	741	709	694	660	656	674	602	613
	(34.8%)	(32.0%)	(33.0%)	(33.3%)	(35.3%)	(34.5%)	(33.0%)	(33.3%)	(32.8%)	(33.0%)	(34.0%)	(31.8%)	(33.1%)
私立幼稚園	919	993	954	960	871	919	905	849	848	863	783	772	735
	(45.6%)	(45.4%)	(43.8%)	(44.1%)	(42.0%)	(42.8%)	(42.2%)	(40.7%)	(42.1%)	(43.4%)	(39.5%)	(40.8%)	(39.7%)
計	1,619	1,693	1,673	1,685	1,604	1,660	1,614	1,543	1,508	1,519	1,457	1,374	1,348
	(80.4%)	(77.3%)	(76.8%)	(77.3%)	(77.3%)	(77.3%)	(75.2%)	(73.9%)	(74.9%)	(76.4%)	(73.5%)	(72.6%)	(72.8%)
保育所	278	329	313	348	361	358	409	437	389	371	411	406	403
	(13.8%)	(15.0%)	(14.4%)	(16.0%)	(17.4%)	(16.7%)	(19.0%)	(20.9%)	(19.3%)	(18.7%)	(20.7%)	(21.4%)	(21.8%)
合計	1,897	2,022	1,986	2,033	1,965	2,018	2,023	1,980	1,897	1,890	1,868	1,780	1,751
	(94.2%)	(92.4%)	(91.2%)	(93.3%)	(94.7%)	(93.9%)	(94.2%)	(94.9%)	(94.2%)	(95.1%)	(94.3%)	(94.0%)	(94.6%)
在宅他	117	167	191	146	111	130	124	107	116	98	113	113	100
	(5.8%)	(7.6%)	(8.8%)	(6.7%)	(5.3%)	(6.1%)	(5.8%)	(5.1%)	(5.8%)	(4.9%)	(5.7%)	(6.0%)	(5.4%)
基礎幼児数	1,957	1,988	2,152	2,087	2,136	2,083	2,133	2,143	2,053	2,020	1,980	1,948	1,874
公立幼稚園	773	770	817	805	793	811	821	783	740	705	694	695	630
	(39.5%)	(38.7%)	(38.0%)	(38.6%)	(37.1%)	(38.9%)	(38.5%)	(36.5%)	(36.0%)	(34.9%)	(35.1%)	(35.7%)	(33.6%)
私立幼稚園	894	874	970	904	931	876	896	897	829	833	847	764	771
	(45.7%)	(44.0%)	(45.1%)	(43.3%)	(43.6%)	(42.1%)	(42.0%)	(41.9%)	(40.4%)	(41.2%)	(42.8%)	(39.2%)	(41.1%)
計	1,667	1,644	1,787	1,709	1,724	1,687	1,717	1,680	1,569	1,538	1,541	1,459	1,401
	(85.2%)	(82.7%)	(83.0%)	(81.9%)	(80.7%)	(81.0%)	(80.5%)	(78.4%)	(76.4%)	(76.1%)	(77.8%)	(74.9%)	(74.8%)
保育所	262	289	320	316	350	374	352	420	420	410	373	418	400
	(13.4%)	(14.5%)	(14.9%)	(15.1%)	(16.4%)	(18.0%)	(16.5%)	(19.6%)	(20.5%)	(20.3%)	(18.8%)	(21.5%)	(21.3%)
合計	1,929	1,933	2,107	2,025	2,074	2,061	2,069	2,100	1,989	1,948	1,914	1,877	1,801
	(98.6%)	(97.2%)	(97.9%)	(97.0%)	(97.1%)	(98.9%)	(97.0%)	(98.0%)	(96.9%)	(96.4%)	(96.7%)	(96.4%)	(96.1%)
在宅他	28	55	45	62	62	22	64	43	64	72	66	71	73
	(1.4%)	(2.8%)	(2.1%)	(3.0%)	(2.9%)	(1.1%)	(3.0%)	(2.0%)	(3.1%)	(3.6%)	(3.3%)	(3.6%)	(3.9%)

保育所(園)の待機児童の状況(地域別)

平成22年3月1日現在

要保(保育に欠ける子ども)の待機児童数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
A	40	13	11	2	1	0	67
B	13	6	4	0	0	0	23
C	1	2	0	0	0	0	3
D	13	7	3	1	0	0	24
E	24	9	9	1	1	0	44
F	19	6	6	1	1	0	33
計	110	43	33	5	3	0	194

暫定(保育所(園)への入所手続きを行っているが、保育に欠ける状態になっていない子ども)の待機児童数

例 これから就業しようと考えている保護者からの申請など。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
A	12	10	7	11	4	4	48
B	7	11	9	7	4	2	40
C	1	2	1	0	0	0	4
D	6	7	8	4	3	1	29
E	7	12	9	8	4	1	41
F	13	7	8	6	5	2	41
計	46	49	42	36	20	10	203

総合計

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	保育所定員	入所児童数
A	52	23	18	13	5	4	115	640	752
B	20	17	13	7	4	2	63	415	430
C	2	4	1	0	0	0	7	90	93
D	19	14	11	5	3	1	53	195	217
E	31	21	18	9	5	1	85	345	376
F	32	13	14	7	6	2	74	370	376
計	156	92	75	41	23	10	397	2,055	2,244

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園をいう。

3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

4 この法律において「保育所等」とは、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。)をいう。

5 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

6 この法律において「子育て支援事業」とは、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業、地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であって文部科学省令・厚生労働省令で定めるものをいう。

第二章 認定こども園に関する認定手続等

(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等)

第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができる。

一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領(学校教育法第七十九条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

二 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。))における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして

適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等(以下「幼保連携施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

三 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。

3 都道府県知事は、当該都道府県が設置する施設のうち、第一項各号又は前項各号に掲げる要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

(認定の申請)

第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地

三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数(満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。)

四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数(満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。)

五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2 前条第二項の認定に係る前項の申請については、幼保連携施設を構成する幼稚園の設置者と保育所等の設置者とが異なる場合には、これらの者が共同して行わなければならない。

(認定の有効期間)

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申請書の提出があつたときは、都道府県知事は、第三条第一項第二号に規定する保育の実施

に対する需要の状況に照らし、当該保育所において児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児以外の満三歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならない。

(認定こども園に係る情報の提供等)

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配付その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要(当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。)についてその周知を図るものとする。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2 認定こども園(第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設及び同条第三項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(変更の届出)

第七条 認定こども園の設置者(都道府県を除く。次条及び第十条第一項において同じ。)は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条第一項の規定により周知された事項の変更(文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、前条第一項に規定する方法により、同項に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。都道府県が設置する認定こども園について前項に規定する変更を行う場合も、同様とする。

(報告の徴収等)

第八条 認定こども園の設置者は、毎年、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、認定こども園の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その設置者に対し、認定こども園の運営に関し必要な報告を求めることができる。

(名称の使用制限)

第九条 何人も、認定こども園でないものについて、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

(認定の取消し)

第十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定こども園の認定を取り消すことができる。

一 第三条第一項又は第二項の認定を受けた認定こども園がそれぞれ同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認めるとき。

二 認定こども園の設置者が第六条第二項の規定による表示をしていないと認めるとき。

三 認定こども園の設置者が第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 認定こども園の設置者が第八条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 認定こども園である保育所又は認定こども園である幼保連携施設を構成する保育所(都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。以下「私立認定保育所」という。)の設置者が第十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、同条第六項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第七項の規定による命令に従わないとき。

六 認定こども園の設置者が不正の手段により第三条第一項又は第二項の認定を受けたとき。

七 その他認定こども園の設置者が学校教育法、児童福祉法、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)若しくは私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県が設置する認定こども園が第三条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第三項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

(関係機関の連携の確保)

第十一条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第一項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関(当該機関が当該都道府県知事である場合を除く。)に協議しなければならない。

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

第三章 認定こども園に関する特例

(学校教育法の特例)

第十二条 認定こども園である幼稚園又は認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法第七十八条、第七十九条並びに第八十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同法第七十八条中「努めなければならない」とあるのは「努めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)第二条第六項に規定する子育て支援事業(以下単に「子育て支援事業」という。)を行うものとする」と、同法第七十九条中「保育内容」とあるのは「保育内容(子育て支援事業を含む。)」と、同法第八十一条第三項及び第四項中「園務」とあるのは「園務(子育て支援事業を含む。)」とする。

(児童福祉法等の特例)

第十三条 第三条第一項の認定を受けた市町村が設置する保育所又は同項各号に掲げる要件に適合しているものとして同条第三項の規定による公示がされた都道府県が設置する保育所に係る児童福祉法第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「すべて」とあるのは「すべて及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条第一項第四号に掲げる数の同号に規定する子ども」と、「児童を」とあるのは「当該申込書に係る児童及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところにより」とする。

2 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第二項	市町村に提出しなければ	入所を希望する私立認定保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第 号。以下「就学前保育等推進法」という。)第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。)に提出するものとし、当該私立認定保育所はこれを市町村に送付しなければ
----------	-------------	---

	保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる	市町村は、当該申込書に係る児童が前項に規定する児童に該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に対し、その旨を通知するとともに、当該申込書を送付しなければならない
第二十四条第三項	市町村は、一の保育所について、当該保育所	私立認定保育所は、当該私立認定保育所
	申込書に係る児童のすべて	規定により送付された申込書に係る児童のすべて（就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童のすべて及び就学前保育等推進法第四条第一項第四号に掲げる数の同号に規定する子ども）
	当該保育所に 児童を	当該私立認定保育所に 当該申込書に係る児童（就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童及び当該子ども）を厚生労働省令の定めるところにより
第四十六条の二	都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は保育の実施等のための委託	第二十四条第二項の規定による通知
	これ	当該通知に係る児童の入所
第五十一条第四号	保育費用	保育費用から就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料に相当する額（当該額が第五十六条第三項の市町村の長が定める額を基礎として政令の定めるところにより算定した額を下回るときは当該算定した額とする。以下「保育料額」という。）を控除した額
第五十六条第八項	第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規定による費用の支払の命令	保育料額の算定

3 私立認定保育所の設置者は、厚生労働省令の定めるところにより、前項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第二項の規定による通知に係る児童（同法第四条第一項に規定する児童をいう。以下同じ。）の当該私立認定保育所への入所の状況を市町村の長に対して報告しなければならない。

4 私立認定保育所の保育費用（児童福祉法第五十条第六号の二に規定する保育費用をいう。以下同じ。）については、同法第五十六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、第二項の規定により読み替えられた同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に係る児童の保護者は、保育料として当該私立認定保育所の設置者が定める額

を当該私立認定保育所に支払わなければならない。

5 前項の保育料の額は、同項の保育費用を勘案し、かつ、当該保護者の家計に与える影響を考慮して当該児童の年齢等に応じて定めなければならない。

6 私立認定保育所の設置者は、第四項の保育料の額を定めたときは、これを当該私立認定保育所が所在する市町村の長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 市町村の長は、前項の規定により届け出られた保育料の額が、第五項の規定に適合しないと認めるときは、その変更を命ずることができる。

8 第二項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第二項の申込書に係る児童に対する母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第二十八条及び児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「市町村は、」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所は、同法第十三条第二項の規定により読み替えられた」と、「保育所」とあるのは「当該私立認定保育所」とする。

第十四条 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人(私立学校法第三条に規定する学校法人をいう。)である場合における当該保育所に係る児童福祉法第五十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「社会福祉法人が」とあるのは「社会福祉法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人が」と、同項第一号中「社会福祉法人」とあるのは「社会福祉法人、私立学校法第三条に規定する学校法人」とする。

(私立学校振興助成法の特例)

第十五条 認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人(社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)で私立学校振興助成法附則第二条第一項の規定に基づき同法第九条又は第十条の規定により補助金(当該幼稚園に係るものに限る。)の交付を受けるものについては、同法附則第二条第五項の規定は、適用しない。

第四章 罰則

第十六条 第九条の規定に違反した者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料 7

認定こども園の認定件数（平成22年4月1日現在）

No.	都道府県	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
1	北海道	32 (22)	13 (8)	19 (14)	12 (8)	6 (4)	10 (7)	4 (3)
2	青森県	4 (2)		4 (2)	2 (1)	2 (1)		
3	岩手県	11 (7)	1	10 (7)	5 (2)	5 (5)	1	
4	宮城県	2 (1)	1	1 (1)	1	1 (1)		
5	秋田県	20 (15)	11 (8)	9 (7)	15 (11)	1 (2)	4 (2)	
6	山形県	7 (7)	1 (1)	6 (6)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	
7	福島県	12 (8)	2 (2)	10 (6)	9 (5)	2 (2)	1 (1)	
8	茨城県	22 (11)	5 (3)	17 (8)	15 (9)	3 (1)	4 (1)	
9	栃木県	8 (7)	2 (2)	6 (5)	4 (2)	3 (4)	1 (1)	
10	群馬県	21 (18)	2 (2)	19 (16)	8 (7)	13 (11)		
11	埼玉県	13 (8)		13 (8)	11 (4)	2 (4)		
12	千葉県	15 (12)	6 (5)	9 (7)	10 (8)	3 (2)	1 (1)	1 (1)
13	東京都	51 (33)	7 (6)	44 (27)	7 (4)	32 (20)	5 (5)	7 (4)
14	神奈川県	25 (19)	6 (6)	19 (13)	17 (15)	7 (4)	1	
15	新潟県	10 (5)	1 (1)	9 (4)	8 (5)	2		
16	富山県	5 (3)		5 (3)	4 (1)	(2)		1
17	石川県	7 (5)	1 (1)	6 (4)	1 (1)	4 (3)	2 (1)	
18	福井県	2 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (2)			
19	山梨県	2 (1)		2 (1)	1 (1)	1		
20	長野県	8 (8)	1 (1)	7 (7)	6 (6)		1 (1)	1 (1)
21	岐阜県	3 (2)		3 (2)	1 (1)	2 (1)		
22	静岡県	5 (2)	4 (1)	1 (1)	3	1 (1)		1 (1)
23	愛知県	9 (5)	3 (2)	6 (3)	5 (2)		4 (3)	
24	三重県	1		1			1	
25	滋賀県	14 (7)	10 (5)	4 (2)	12 (5)		2 (2)	
26	京都府							
27	大阪府	13 (5)	1 (1)	12 (4)	9 (5)	1	3	
28	兵庫県	31 (19)	6 (4)	25 (15)	8 (4)	15 (11)	8 (3)	(1)
29	奈良県	4 (1)	4 (1)		1	2 (1)	1	
30	和歌山県	6 (4)	4 (3)	2 (1)	3 (1)	1 (1)	2 (2)	
31	鳥取県							
32	島根県	2 (2)		2 (2)			2 (2)	
33	岡山県	6 (5)	6 (5)		5 (4)	1 (1)		
34	広島県	14 (12)	5 (4)	9 (8)	10 (9)	1 (1)	3 (2)	
35	山口県	3 (2)		3 (2)		3 (2)		
36	徳島県	2 (2)	2 (2)				2 (2)	
37	香川県	1 (1)		1 (1)		1 (1)		
38	愛媛県	10 (8)		10 (8)	6 (4)		1 (1)	3 (3)
39	高知県	10 (5)	3 (2)	7 (3)	3 (2)	6 (2)		1 (1)
40	福岡県	14 (13)	2 (2)	12 (11)	4 (4)	3 (2)	2 (2)	5 (5)
41	佐賀県	20 (10)		20 (10)	10 (6)	10 (4)		
42	長崎県	37 (26)		37 (26)	8 (8)	18 (11)	11 (7)	
43	熊本県	2 (1)		2 (1)		1 (1)		1
44	大分県	7 (5)	3 (1)	4 (4)	1 (1)	3 (3)	3 (1)	
45	宮崎県	17 (11)	1 (1)	16 (10)	1 (1)	14 (8)	2 (2)	
46	鹿児島県	24 (16)	7 (6)	17 (10)	8 (4)	9 (7)	7 (5)	
47	沖縄県							
合 計		532 (358)	122 (87)	410 (271)	241 (158)	180 (125)	86 (55)	25 (20)

※ 「認定件数」の括弧内の数値は、平成21年4月1日現在の認定件数

伊丹市内の幼稚園・保育所（園）位置図

※A～Fの区域は、公立幼稚園のブロック図区を表しています



- 公立幼稚園
○私立幼稚園 (園)
■公立保育所 (園)
□私立保育所 (園)

伊丹市内の幼稚園・保育所（園）一覧
平成22年4月1日現在

幼稚園名	所在地
(公立7園)	
伊丹幼稚園	御々丘1丁目5番20号
稲野幼稚園	尾崎1丁目213番地
所野幼稚園	御船塚2丁目2番23号
神本幼稚園	神本3丁目62番地
緑台幼稚園	大庭5丁目67番地
佐々川幼稚園	中野西4丁目92番地
天徳川幼稚園	高松南3丁目1番21号
ささはら幼稚園	野間1丁目10番16号
みずほ幼稚園	瑞穂町3丁目46番地
ありふか幼稚園	伊丹7丁目1番30号
はなさと幼稚園	幸木2丁目77番地
こやのさと幼稚園	山田2丁目4番2号
せつよう幼稚園	尾崎南2丁目3番7号
すずはら幼稚園	御船塚6丁目8番50号
おきの幼稚園	大野2丁目159番地
いけじり幼稚園	池原6丁目231番地
このいけ幼稚園	瑞池4丁目4番4号
(私立9園)	
玉なるキリスト幼稚園	橋ノ木5丁目3番1号
二葉幼稚園	梅ノ木2丁目1番10号
月影幼稚園	中央2丁目8番30号
ロザリオ幼稚園	高台5丁目27番地
白ゆり幼稚園	春日丘3丁目50番地
西伊丹幼稚園	幸木5丁目373番地
美鈴月影幼稚園	尾崎南5丁目2番61号
野間幼稚園	野間8丁目9番7号
いずみ幼稚園	京牧7丁目6番21号
保育所名	所在地
(公立8園)	
中央保育所	行基町1丁目50
西保保育所	南野北1丁目3-42
神保保育所	森本2丁目56-3
緑台保育所	西野2丁目85
北保保育所	北園1丁目13
こばと保育所	福野南5丁目76
ひかり保育所	瑞池3丁目7-28
森野保育所	森野7丁目70
(私立12園)	
伊丹保育所	伊丹5丁目1-5
有明児童保育所	西谷1丁目7-1
星屋児童保育所	北野3丁目48-2
伊丹ベビー保育所	中野西1丁目3-1
かまきり保育所	中野西1丁目185
伊丹まほろ保育園	西野南1丁目39
すずはら保育園	高松南1丁目18-20
カシヨウ保育園	尾崎3丁目450-1
風の子ども保育園	西野3丁目309-2
星のこども保育園	列野1丁目9-12
夢の木保育園	瑞穂町1丁目77
伊丹ベビー保育園	北本町2丁目131-1

伊丹市立17幼稚園の4歳児応募状況(平成13年度～22年度)

*応募者数は毎年10月の園児募集時のもの

幼稚園名	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	定数	応募者	定数	応募者	定数	応募者	定数	応募者	定数	応募者	定数	応募者	定数	応募者	定数	応募者	定数	応募者	定数	応募者
伊丹	35	48	30	39	60	51	30	33	30	48	30	26	30	35	30	25	30	35	30	32
稲野	35	45	60	38	60	55	60	46	60	47	60	40	60	42	60	40	60	35	60	37
南	35	36	30	34	30	34	30	24	30	34	60	48	60	59	60	43	60	40	60	43
神津	35	35	30	25	30	26	30	28	30	22	30	31	30	22	30	24	30	20	30	13
緑	35	29	30	21	30	32	30	15	30	31	30	25	30	28	30	30	30	23	60	39
桜台	70	84	60	97	60	92	60	81	60	67	60	77	60	47	60	57	60	59	60	64
天神川	70	87	60	68	60	67	60	88	60	62	60	57	60	48	60	56	60	47	60	44
ささはら	35	47	30	63	30	45	30	45	30	42	30	39	30	29	30	27	30	33	30	29
みずほ	35	40	60	65	30	45	60	44	60	49	60	39	60	42	60	43	60	40	30	32
ありおか	35	45	30	32	30	43	30	37	30	40	30	18	30	30	30	30	30	19	30	21
はなさと	35	35	30	29	30	43	30	33	30	39	30	24	30	22	30	30	30	31	30	23
こやのさと	35	47	60	46	60	42	60	46	60	30	30	29	30	32	30	31	60	33	30	45
せつよう	35	31	30	20	30	32	30	23	30	23	30	25	30	27	30	27	30	21	30	21
すずはら	35	27	30	33	30	30	30	38	30	17	30	18	30	23	30	23	30	25	30	24
おぎの	70	86	60	84	60	72	60	71	60	79	60	68	60	67	60	76	60	46	60	62
いけじり	70	77	60	76	60	72	60	74	60	63	60	72	60	59	60	52	60	47	60	60
こうのいけ	35	46	60	50	60	57	60	65	60	52	60	51	60	50	60	65	60	53	60	49
合計	735	845	750	820	750	838	750	791	750	745	750	687	750	662	750	679	750	607	750	638

応募者が定数を超えた年度

伊丹市立17幼稚園の施設の状況（平成22年5月1日現在）

幼稚園名	創立年	施設状況				
		保有教室	敷地合計 (平方m)	園舎		園庭 (平方m)
				構造	延床面積 (平方m)	
伊 丹 幼 稚 園	s21	5	2,951	RC2	832	1,557
稲 野 幼 稚 園	s21	5	1,847	RC2	801	627
南 幼 稚 園	s21	6	1,481	RC2	883	434
神 津 幼 稚 園	s23	5	2,102	RC2	732	1,068
緑 幼 稚 園	s21	5	3,199	RC2	841	1,619
桜 台 幼 稚 園	s31	5	2,171	RC2	796	961
天 神 川 幼 稚 園	s34	5	3,565	RC2	832	2,499
さ さ は ら 幼 稚 園	s42	3	2,275	RC2	747	1,428
み ず ほ 幼 稚 園	s43	6	1,739	RC2	799	522
あ り お か 幼 稚 園	s44	3	1,683	RC2	517	446
は な さ と 幼 稚 園	s45	3	2,163	RC2	616	1,175
こ や の さ と 幼 稚 園	s48	5	2,354	RC2	912	1,198
せ つ よ う 幼 稚 園	s49	5	3,864	RC2	840	2,478
す ず は ら 幼 稚 園	s49	5	3,138	RC2	858	1,860
お ぎ の 幼 稚 園	s51	5	3,044	RC2	848	1,420
い け じ り 幼 稚 園	s52	5	2,921	RC2	849	1,877
こ う の い け 幼 稚 園	s56	4	2,117	RC1	602	575
合 計		80	42,614		13,305	21,744

* 伊丹とすずはらは、むっくむっくルーム（就学前の子どもとその保護者のためのフリースペース）併設

* RC1=鉄筋コンクリート造り平屋建て、RC2=同2階建て